

## 平成29年度 受講者募集

# 市民後見人養成講座

### 成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利と財産を守り、ご本人の意思を尊重した生活を支援する制度です。この制度において、ご本人を支援してくれる人を「成年後見人」等と呼びます。

### 市民後見人とは？

ご本人が住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域における支えあいの観点から身近な立場で支援を行うために京都市成年後見支援センターにおいて養成した、親族や専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士等）以外の市民のうち、成年後見人等として家庭裁判所から選任された人のことをいいます。

### ガイダンス（事前説明会）のご案内

日時 第1回 平成29年7月20日（木）午後2時～4時40分

第2回 7月22日（土）午後2時～4時40分

\* 同じ内容の説明会を2回実施します。必ずどちらかに参加してください。

会場 「ひとまち交流館京都」 3階 第4・5会議室

対象

- ・京都市在住で、25歳以上70歳未満の方(平成29年4月1日時点)
- ・高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意がある方
- ・市民後見人として活動することを希望する方

内容

- ・講演「市民後見の役割・意義」
- ・市民後見人の活動紹介（実際に活動している方からの報告）
- ・養成講座の概要（講座の内容・募集方法）



申込〆切  
7月19日（水）  
17時 必着

参加費 無料

定員 各回70名（先着順）

<ご注意>養成講座を受講するには、ガイダンスへの参加が必須条件です。

申込み  
問合せ

京都市成年後見支援センター（運営：社会福祉法人京都市社会福祉協議会）

〒600-8127 京都市下京区西木屋町上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館 京都」4階

TEL 354-8815 / FAX 354-8742

<養成講座の流れ（予定）>



<養成講座カリキュラムの概要（予定）>

基礎編（5日間：23時間）	
9月29日（金） ～10月27日（金）	成年後見制度を理解する 市民後見人の役割と活動を理解する 地域福祉と権利擁護について考える 対象者と福祉サービスを理解する ※ 毎週金曜日、午前・午後で開催 家庭裁判所・公証人役場の役割を理解する 演習（グループワーク） 作文課題・筆記試験

実務編（7日間：33時間）	
12月1日（金） ～2月2日（金）	生と死、いのち、看取りについて考える 消費者被害の実態と対処法を知る 権利擁護のための取組を知る 対象者と医療・福祉サービスへの理解を深める ※ 毎週金曜日、午前・午後で開催（年末年始を除く） 福祉施設についての理解を深める 関連法への理解を深める 成年後見人としての実務を理解する 演習（事例検討・グループワーク）

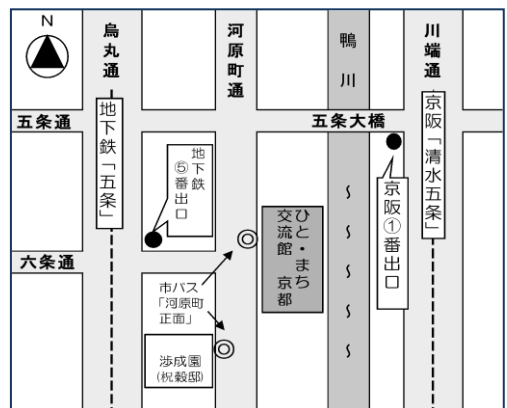
会場

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1  
（河原町五条下る東側）

「ひと・まち交流館 京都」3階 第4・5会議室

- 市バス4・17・205系統「河原町正面」下車すぐ
- 地下鉄 烏丸線「五条」駅から徒歩約10分
- 京阪電鉄「清水五条」駅から徒歩約8分

※ 駐車場（有料）・駐輪場は台数に限りがあるため、公共交通機関を御利用ください。



ガイダンス参加申込書 FAX送信先 075-354-8742

フリガナ		生年	年	月	日
名前		月日			
住所	〒				
電話番号 (日中連絡可能なもの)		FAX番号			
参加希望日 (何れかに☑を付ける)	<input type="checkbox"/> 第1回：7月20日（木） <input type="checkbox"/> 第2回：7月22日（土）				
備考欄	≪手話通訳が必要な方、車いす席御利用の方は、平成29年7月7日（金）までにお知らせください。≫				